

第 11 ガス漏れ火災警報機

1 受信機

(1) 常用電源

自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)を準用すること。

(2) 非常電源

自動火災報知設備の基準Ⅰ(2)を準用すること。

(3) 設置場所

自動火災報知設備の基準Ⅰ(3)を準用するほか、省令第24条の2の3第1項第4号イのただし書きを準用する場合にあっては、放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設するものとする。

(4) 機器

自動火災報知設備の基準Ⅰ(4)(イを除く。)を準用すること。

(5) 警戒区域

自動火災報知設備基準Ⅰ(5)アからウまでを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域の一边の長さは、50m以下とし、検知区域のある室(天井裏及び床下の部分を含む。)の壁等(間仕切り及び天井から突き出したはりを含む。)の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏及び床下の部分に設けるものを除き、警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、一边の長さが50m以下の部分(検知区域のない室等を含む。)に2以上の検知区域が分散してある場合は、一の警戒区域として設置することができる。

2 検出器

(1) 常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)を準用すること。

イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)ア、エ及びカを準用するほか、次によること。

(ア) 定格電圧が150Vを超える検知器の外箱は、接地工事を施すこと。

(イ) 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍(3A未満の場合は3Aとする。)以上の電流で作動する過電流遮断器(定格遮断電流20A以下のものであること。)が設けてあること。

(2) 非常電源

自動火災報知設備の基準Ⅰ(2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 共通事項

(ア) 省令第24条の2の3第1項第1号イ(イ)に規定された水平距離の算定は、次に定める距離とすること。

a ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離

b ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

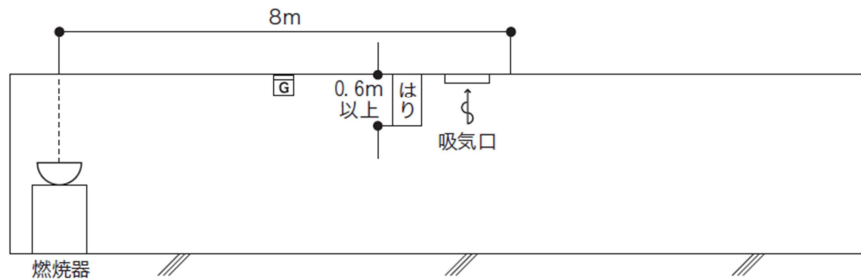
c 貫通部は、外壁の室内に面するガス管の中心からの距離

(イ) 腐食性のガスが発生する場所等で、検知器の機能保持が困難な場所に設けないこと。

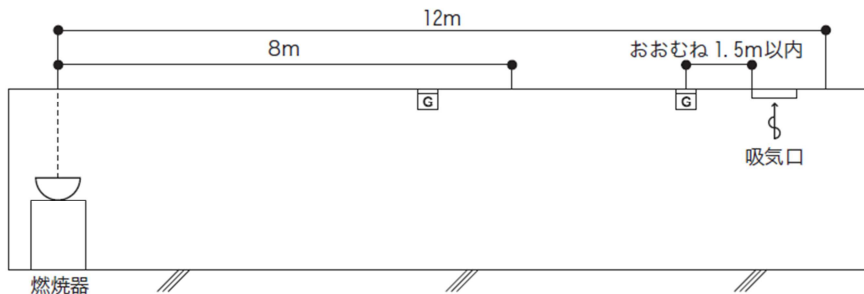
(ウ) 省令第 24 条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいう。

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

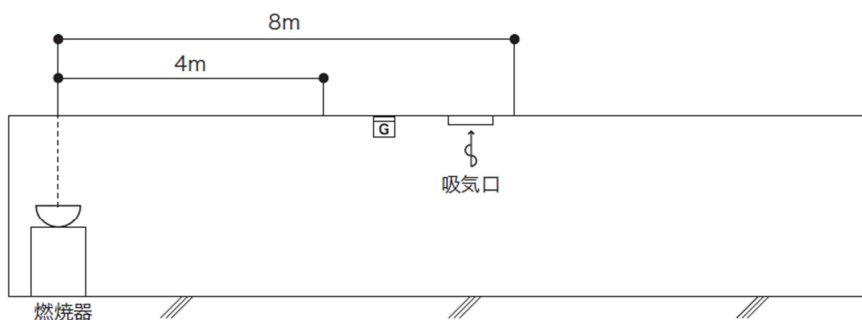
(ア) 燃焼機器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

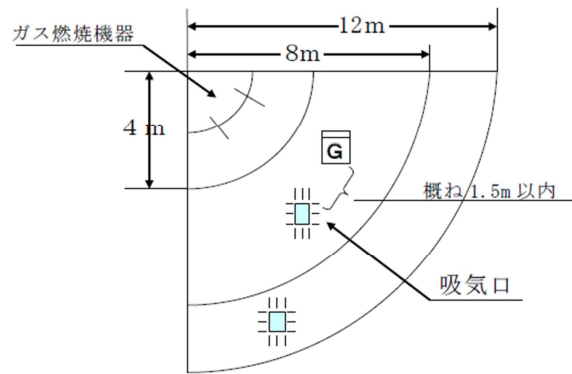


(イ) 燃焼機器等から水平距離 12m 以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m 以内を除く。）で天井から 0.6m 未満の位置に吸気口がある場合は、省令第 24 条の2の3第1項第1号イにより検知器を設けるほか、燃焼機器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね 1.5m 以内の場所）に検知器を設けること。



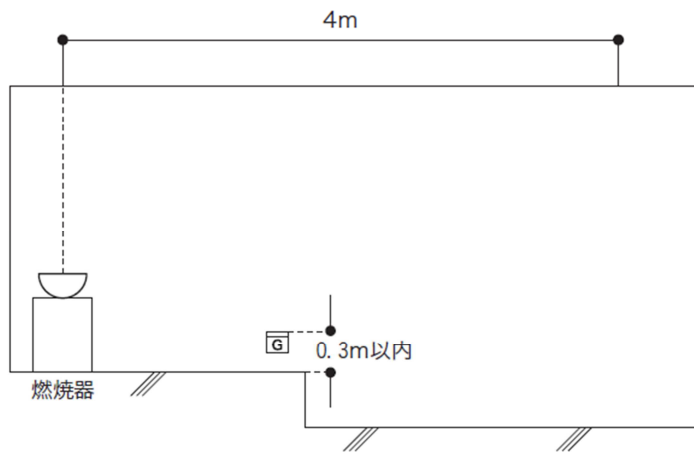
ただし、最も近い吸気口が燃焼機器等から水平距離4mを超え8m以内にあり、かつ、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、下図の例によることができる。



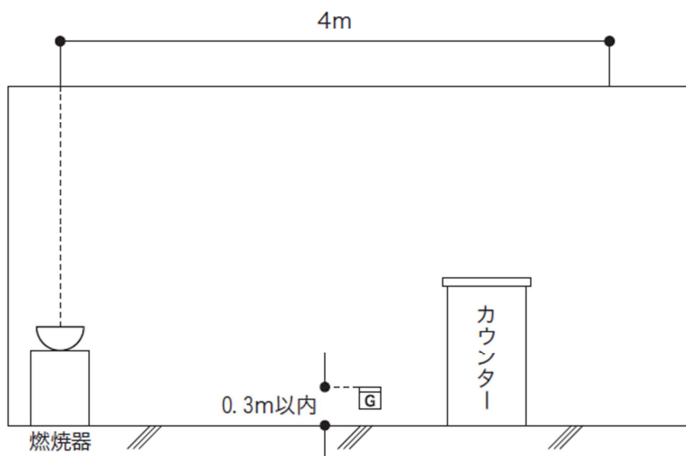


ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1以上の場合

(ア) 検知器の設置方法にあつては、燃焼機器等又は貫通部が設けられている側の床面より高い段差がある場合は、当該段差の手前に検知器を設けること。



(イ) 燃焼機器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンターがある場合、検知器は燃焼機器又は貫通部の側に設けること。



(4) 機器

液化石油ガスを対象とする検知器にあっては、高圧ガス保安協会の行う検定、その他ガスを対象とする検知器にあっては、日本ガス機器検査協会の行う検査に、それぞれ合格したものであること。

機 器	対 象 ガ ス	検 定 ・ 検 査 機 関	マ ー ク
検知器	都市ガス	(一財)日本ガス機器 検 査 協 会	
	液化石油ガス	高圧ガス保安協会	

3 中継器

(1) 常用電源

- ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器
自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)ア、ウを準用すること。
- イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器
自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)を準用すること。

(2) 非常電源

自動火災報知設備の基準Ⅰ(2)を準用すること。

(3) 設置方法

- ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生じるおそれのある場所に設置しないこと。
- イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあっては、自動火災報知設備の基準3(2)を準用すること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

非常警報設備の基準Ⅰ(4)を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次によること。

- ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合は、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近(天井裏又は床下の部分にあっては点検口付近)にガス漏れ表示灯を設けること。
- イ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。
- ウ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。
- エ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次によること。

- ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で、一の警戒区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けることができる。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。

ただし、検知器が警報機能を有する場合は、この限りではない。

エ 警報音は、自動火災報知設備の基準5(4)を準用すること。

5 配線及び工事方法

自動火災報知設備の基準9を準用するほか、検知器の電源の供給方式で、コンセントを使用する場合は、次によること。

- (1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。
- (2) コンセントは、引き掛け形コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。
- (3) コンセントは、検知器専用のものとする。